

○神戸空港の着陸料等算定の特例を定める細則

(平成30年2月21日 制定)

(令和6年4月1日 細則第11号)

最終改正 令和7年3月26日 細則第3号

神戸空港供用規程（以下「規程」という。）第15条第4項に規定する神戸空港の着陸料等算定の特例を次のとおり定める。

第1章

I. 着陸料の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第15条第2項第1号ア(ア)、イ(イ)及び(イ)、ウ(ウ)及び(エ)並びにエ(ウ)及び(エ)までにおいて着陸料算定を行う場合の算定の基礎となる最大離陸重量の扱いについては、次に掲げる特例を設けることとし、当該特例は2. 及び3. において定める内容とする。また、それぞれの特例の適用については、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者とする。以下同じ。）ごとに行うこととする。なお、2. 及び3. の規定に基づいて算出される重量を、5. において着陸料の算定を行う際に計算の基礎となる重量から割り引くべき重量（以下「算定割引重量」という。）とする。なお、本特例で用いる最大離陸重量については、過不足が判明した場合でも、請求確定時のものより修正を行わないものとする。

(1) 航空運送事業者のうち、国内航空に従事する航空機を運航する者（以下「国内航空運送事業者」という。）に適用されるもの

① ローカル路線割引

神戸空港と成田国際空港、東京国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港以外の飛行場との間に就航する国内路線をローカル路線と定義し、ローカル路線にかかる着陸重量に対して割引を提供

② 国内線旅客便増量割引

前年から比較して、増加した着陸重量に対して割引を提供

なお、①における算定割引重量と②における算定割引重量が重複する場合、①に係る算定割引重量を優先し、②の算定割引重量から重複部分の算定割引重量を控除する。

(2) (1) の①及び②における、規程第15条第2項第1号ウ(ウ)から(エ)及びエ(ウ)から(エ)までにおいて着陸料算定を行う場合の算定の基礎となる最大離陸重量の扱いについては、同号において減額する金額を算出するにあたり着陸料に乗じた割合を当

該最大離陸重量に乗じて算出することとする。

- (3) 上記割引の適用を受けることを希望する国内航空運送事業者は、神戸空港国内線着陸料割引申請書（第1号様式）を毎期運航開始日までに関西エアポート神戸株式会社（以下「会社」という。）に提出することとし、提出がなされない場合は、各割引の適用条件を満たす場合であったとしても、本特例を受けることはできないものとする。
- (4) 着陸料の請求は、割引額等を考慮しない額により月次で行うものとし、この細則に定める各期終了後、この細則の規定に従い割引額を算定し、返戻金として航空運送事業者にこれを還付する。還付期限は、各期の最終日の属する月の翌々月における会社の最終営業日とする。
- (5) 会社に支払うべき使用料又は賃料等（空港使用料の支払及び保証金等に関する規程（2024年8月1日規程第36号）に規定される保証金等を含む。）に未払金がある場合は、その残高の多寡及び未払いの早期解消見込みの有無にかかわらず、各割引の適用条件を満たす場合であっても、本特例を受けることはできないものとする。

2. ローカル路線割引

- (1) ローカル路線割引の適用期間は2025年4月1日から2028年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表に定める。
- (2) ローカル路線割引の対象となる航空機は、神戸空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、神戸空港と本邦内の他の地点との間に路線を定めて各期において路線ごとに12便以上有償で旅客を運送する航空機のうち、次に掲げるすべての条件を満たす航空機とする。
 - ア 規程第15条に定める使用料金のうち、第2項第1号アからウに定める料金の適用を受ける航空機
 - イ 神戸空港と成田国際空港、東京国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港以外の飛行場との間に運航する航空機
- (3) 算定割引重量は、(2)に規定する航空機の最大離陸重量に、60%を乗じた重量とする。

3. 国内線旅客便増量割引

- (1) 国内線旅客便増量割引の適用期間は2025年4月1日から2028年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表に定める。
- (2) 国内線旅客便増量割引の対象となる航空機は、神戸空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、神戸空港と本邦内の他の地点との間に路線を定めて各期において路線ごとに12便以上有償で旅客を運送する航空機とする。

(3) 各年・各期における算定割引重量の算出は次による。

- ・ $W(y) = (2)$ に規定する航空機の最大離陸重量の単位期間における当該国内航空運送事業者ごとの合計（以下「国内線単位期間累計重量」という）。
- ・ $L(y) = 2.$ に規定するローカル路線割引が適用された航空機の最大離陸重量の総計。
- ・ 国内線単位期間累計重量の合計が前年度より減少した場合、(4) から (6) に該当するときを除き、算定割引重量を 0 とする。
- ・ 各計算の算出において、負の場合は 0 とする。

(ア) 2025年度各期における算定割引重量の算出

(a) $W_{24} \leq W_{25}$ の場合

$((W_{25} - L_{25}) - (W_{24} - L_{24})) \times 60\%$ を算定割引重量とする。

(b) (a) にあてはまらない場合

算定割引重量は 0 とする。

(イ) 2026年度各期における算定割引重量の算出

(a) $W_{24} \leq W_{25} \leq W_{26}$ の場合

$((W_{26} - L_{26}) - (W_{25} - L_{25})) \times 60\% + ((W_{25} - L_{25}) - (W_{24} - L_{24})) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W_{25} \leq W_{26}$ かつ $W_{25} < W_{24}$ の場合

$((W_{26} - L_{26}) - (W_{25} - L_{25})) \times 60\%$ を算定割引重量とする。

(c) (a) 又は (b) にあてはまらない場合

算定割引重量は 0 とする。

(ウ) 2027年度各期における算定割引重量の算出

(a) $W_{24} \leq W_{25} \leq W_{26} \leq W_{27}$ の場合

$((W_{27} - L_{27}) - (W_{26} - L_{26})) \times 60\% + ((W_{26} - L_{26}) - (W_{25} - L_{25})) \times 30\% + ((W_{25} - L_{25}) - (W_{24} - L_{24})) \times 20\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W_{24} \leq W_{25} \leq W_{27} < W_{26}$ の場合

$((W_{25} - L_{25}) - (W_{24} - L_{24})) \times 20\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W_{25} \leq W_{26} \leq W_{27}$ かつ $W_{25} < W_{24}$ の場合

$((W_{27} - L_{27}) - (W_{26} - L_{26})) \times 60\% + ((W_{26} - L_{26}) - (W_{25} - L_{25})) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W_{26} \leq W_{27}$ かつ $W_{26} < W_{25}$ の場合

$((W_{27} - L_{27}) - (W_{26} - L_{26})) \times 60\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c) 又は (d) にあてはまらない場合

算定割引重量は 0 とする。

(エ) 2028年度各期における算定割引重量の算出

(a) $W_{25} \leq W_{26} \leq W_{27} \leq W_{28}$ の場合

$((W27-L27)-(W26-L26)) \times 30\% + ((W26-L26)-(W25-L25)) \times 20\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W25 \leq W26 \leq W28 < W27$ の場合

$((W26-L26)-(W25-L25)) \times 20\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W26 \leq W27 \leq W28$ かつ $W26 < W25$ の場合

$((W27-L27)-(W26-L26)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(d) (a)、(b)又は(c)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(オ)2029年度各期における算定割引重量の算出

(a) $W26 \leq W27 \leq W28 \leq W29$ 又は $W26 \leq W27 \leq W29 \leq W28$ の場合

$((W27-L27)-(W26-L26)) \times 20\%$ を算定割引重量とする。

(b) (a)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(4) (3)の規定において、当該国内線単位期間累計重量が前年同期の国内線単位期間累計重量と比較し減量があった場合において、その減量が軽微なものと会社が認めるときは、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(5) (3)から(4)までの規定に基づき算定割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合は、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(6) 前各号のほか、国内航空運送事業者が神戸空港で運航できないような不可抗力等の事態であると会社が認めた場合、会社は算定割引重量を算定するために必要な補正を行うことができる。

4. 重量の査定

2. 及び3. の規定の適用にあたっては、共同運航、会社合併、持株会社設立等による経営統合等に関する場合その他会社が必要と認める場合は重量の査定を行うものとする。

ただし、会社が必要と認めるときは当該査定の一部又は全部を行わないことができる。

5. 特例が適用される航空機の着陸料及び特例基準単価の算出方法

(1) 着陸料の特例が適用される国内航空運送事業者が、会社に対して支払わなければならない着陸料の額は、当該国内航空運送事業者の国内航空に従事する航空機のそれぞれにおける着陸料算定の基礎となる最大離陸重量の合計から、2. 及び3. の規定に基づき算出される算定割引重量を控除した重量（トンによるものとし、トン未満は、1トンとして計算する。）に、次号に定める特例基準単価を乗じた額とする。

- (2) 特例基準単価は、単位期間における当該国内航空運送事業者の規程第 15 条第 2 項第 1 号ア及びイに基づき算出された着陸料の合計金額を、同社の同期間における国内線の着陸重量の総計で除した額（円によるものとし、円未満の端数が生じた場合、50 銭未満は切り捨て、50 銭以上 1 円未満は切り上げとして計算する。）とする。

II. 停留料の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第 15 条第 2 項第 2 号ア及びイに定める停留料の扱いについては、次に掲げる特例により算定された額（以下「控除額」という。）を控除することとし、当該特例は 2. において定める内容とする。

2. 国内線停留料割引

- (1) 国内線停留料割引の適用期間は、2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 停留料の請求は、控除額等を考慮した額により月次で行うものとする。
- (3) 割引の対象となる航空機は、神戸空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が定期運航を行う航空機のうち、神戸空港に着陸した後引き続き停留を行い、当該着陸した日の翌日に神戸空港を離陸する航空機とする。
- (4) 控除額は、(3)の条件を満たす場合の停留料に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。

第 2 章

(適用範囲)

この細則は、神戸空港の離着陸等施設を使用する者に適用する。

第 3 章

(主管部署)

この細則の主管部署は、神戸空港本部神戸運用部とする。

附 則

この達は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第1章に規定された各種割引における単位期間

期	単位期間
2024年度の第1期	2024年4月1日から 2024年10月31日まで
2024年度の第2期	2024年11月1日から 2025年3月31日まで
2025年度の第1期	2025年4月1日から 2025年10月31日まで
2025年度の第2期	2025年11月1日から 2026年3月31日まで
2026年度の第1期	2026年4月1日から 2026年10月31日まで
2026年度の第2期	2026年11月1日から 2027年3月31日まで
2027年度の第1期	2027年4月1日から 2027年10月31日まで
2027年度の第2期	2027年11月1日から 2028年3月31日まで
2028年度の第1期	2028年4月1日から 2028年10月31日まで
2028年度の第2期	2028年11月1日から 2029年3月31日まで
2029年度の第1期	2029年4月1日から 2029年10月31日まで
2029年度の第2期	2029年11月1日から 2030年3月31日まで

第1号様式（Iの1関係）

神戸空港国内線着陸料割引申請書

Application Form for UKB Domestic Landing Charge Incentive

年 月 日
(Year/Month/Date)

関西エアポート神戸株式会社(Kansai Airports Kobe)

代表取締役社長(CEO)
様

会社名(Company)

印

代表者名(Name of Representative)

所在地(Address)

神戸空港の 年度第 期（ 月 日～ 月 日分）における国内線着陸料割引の適用を受けるため、以下の2項目を十分理解したうえで、下記書類を添付し申請いたします。

（1）神戸空港供用規程第15条第4項に基づく神戸空港の着陸料等算定の特例を定める細則により提供される国内線着陸料割引制度による割引であること。

（2）該当期間終了後、関西エアポート神戸株式会社が同制度に基づき算定のうえ、適用条件に合致すると判断した場合においてのみ実施される割引であること。

I hereby understand the conditions below and submit this application form with the documents required to enjoy UKB Domestic Landing Charge Incentive for the Second half of FY (through).

- (1) The incentives are provided under the exceptions of landing charges at UKB established on a basis of UKB Airport Commission Regulation Article 15, Paragraph 4.
- (2) The incentives are provided only if KAPK decides they are applicable to airlines after each period ends and KAPK assesses applicability.

<必要書類/ Documents required to enjoy the incentives>

1. 対象期間の期初における運航スケジュール
(運航区間・機材・便名・ダイヤ・運航日/運航曜日等のわかるもの)
2. 会社概要（会社資本構成のわかるもの。なお資本構成について提出後に変更が生じた場合、遅滞なく変更後の内容を提出すること）
3. 割引額支払先口座
 1. Flight Schedule as of the first date of the period
(which describes O&D, Aircraft type, Flight NO., Schedule & Operation day/date)
 2. Company Guide
(which describes shareholder composition. If some change of shareholder composition occurs, please submit the changed content without delay.)
 3. Bank account for payment of the incentives

担当者連絡先(Contact of person in charge)

部署名(Department)

氏名(Name)

電話番号(Telephone NO.)

メールアドレス(E-mail address)